

実務研究

日本税務会計学会
令和5年12月 月次研究会



佐藤 和子(麻布)

外国人の所得税確定申告における留意点

長く続いたコロナ禍がようやく収束に向かい、訪日外国人数も増えて、インバウンド需要の経済効果が再び期待される。国内での外国人の労働者は増えており、労働者数は約182万人と過去最高を更新した(2022年10月末現在)。「外国人雇用状況」の届出状況)今や、外国人の雇用者比率は全体の2・7%、雇用人は約300万人に約3人で、今後も外国人雇用者数は増え続けると予想されている。ネット上で日本の魅力を紹介する情報が拡が

ることで、日本に住んで働くことを希望する外国人が増えているが、在留資格の取得のためには厳しい入国基準を満たさなければ、日本に住み続けることは許されない。しかし、その規制のもとで外国人を国内に受け入れることになった以上は、我々は彼らの生活環境等に一定の責任を負うべきであり、彼らが日本社会の一員として日本人と同様に安定した生活を送れるよう助け合っていくべきである。

外国人の所得税申告について国税の対応

外国人労働者の増加に伴って、所得税の確定申告の数も急激に増加している。しかし、申告書用紙については、日本語以外の書式はまだリリースされていない。申告書用紙以外の届出書・添付書類も、英語化または英語付記されている書式は、ほんの数えるほどしかない。税務署をはじめとする国税当局の外国人の相談窓口等の対応も、とても十分とは言えないのが現状である。外国人向けの手引

を求めているケースが増えている。そこで、所得税確定申告の期間が始まるの前において、日本に住む外国人のための所得税確定申告について、注意すべき点についていくつか取り上げてみたい。

事前に確認すべき事項

在留カードの確認

在留カードは、外国人が適法に在留することを出入国在留管理庁が証明するもので、中长期滞在できる在留資格及び在留期間の「証明書」としての性格を有している。在留カードは、外国人が日本に入国するためVisa申請を通じ、本人に在留時に空港で交付されるか、あるいは居住する市町村で交付される。日本国籍のある人には、在留カードは発行されない。在留カード所持者(日本国籍を持たない、ことが確認できる。所得税の申告に当たっては、これを本人から提示してもらう必要がある。後述する「課税される所得の範囲」の特定のための要件になる。

居住形態等に関する確認書

「居住形態等に関する確認書」は、国税庁HPからダウンロードできる確定申告の添付書面であり、日本に住む外国人が所得税申告の際に申告すべき事項が記載されている(所法120(他)。外国人が自分で記入できるよう英語表記が付されている数少ない書面の一つである。「課税される所得の範囲」についても、この用紙の最後に、英語での説明が付けられている。日本における居住者判定の基準および課税所得について、外国人に理解を促す場合に役立つ。

課税される所得の範囲

所得税法では、納税義務者は、住所所基準によって課税所得の範囲が定められている。国内に住む外国人を対象とする場合、居住者で国内に住む期間が過去10年以内に通算5年以下の場合、①国内源泉所得と②国外源泉所得のうち国内で支払われたか送金された所得が課税対象であり、5年を超える場合は、非永住者以外と定義され、国内外の全所得が課税対象である。「居住者」の定義については、国内に住所を有し、または一年以上居所を有する個人とされ、住所とは主に「生活の本拠」とされる。その際、住所あるいは居所を有する「期間」については、各国で規定が異なるので、二重課税または二重非課税を防止するため、租税条約が締結されており、場合によっては二重間の租税条約の確認が必要になる。(所法2、3、5、所令13、15他)

留意すべき事項

株式関連の所得

外国テック企業の日本子会社等に勤務する者で、外国親会社から株式報酬を付与されている場合があり、その報酬の権利行使、行使制限解除、売却などに伴って、所得申告が必要となる。特に、権利行使制限解除時に給与とされる場合は、金銭での支払いを受けずに済む場合、株式等を持つことで付与されたものとして給与所得の申告と納税が必要になる。また、ここ20年間のアメリカの株価の上昇率は、日本に比べて12倍にも達していることから、ある程度の所得者であれば株式の資産を保有していると考えたほうがよく、非永住者以外の居住者であれば海外で得た配当所得の申告が必要となる。株式配当の源泉所得税については国により税率は異なるが、外国で支払った源泉所得税は、日本で申告する際に外国税額控除の対象(後述)となる。その場合に、各国間の租税条約の確認が必要になる場合もある。

外国税額控除

外国税額控除の対象となる税金とは、「外国の法令に基づいて外国の国またはその他の地方公共団体により課税される所得に相当する税額」と定められている(所法95条①、所令221、222)。そして、外国の法令に基づき所得税をすでに支払っている場合、その所得の国内での申告に当たっては二重課税となることから、この二重課税を調整するために、外国税額控除の制度が用意されている。日本と日本以外の国では、所得税の申告時期・納税時期が異なるので、いつの年分の計算で納めた税額を税額控除するかを確認することが必要であり、「外国税額控除の明細書」に記載すること、外国税額控除限度額との差額が3年間繰越されることになっている。その年の12月31日において居住者である者で、その年において非居住者であった期間を有する者、またはその年の中途において出国をする居住者で、その出国の日までの間に非居住者であった期間を有する者に対して課する所得税の額は、居住者であった期間の所得と非居住者であった期間内の所得を基礎として計算した金額による。(施行令258)

国外財産調査

所得税申告の際には、損益にだけ視点が及びがちだが、財産調査については外国人といえども例外ではない。特に国外財産調査制度は、非永住者以外の居住者の海外資産が5000万円超の場合に提出が必要で、任意ではなく義務である。令和6年以降は、国外財産調査に偽りの記載をして提出した場合または国外財産調査を正当な理由がなく提出期限内に提出しなかった場合には、1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処される。また国外財産調査の提出期限は令和6年より6月末日となる。

以上、紙幅の関係で掲げた内容はわずかであるが、留意すべき内容をここに抜粋してみた。